

令和7年度事業計画書

東京都目黒区下目黒4丁目1番1号
公益財団法人 目黒寄生虫館

はじめに

目黒寄生虫館は創設から 72 年目をむかえ、干支を 6 周した「年博物館」である。創設者で初代館長の亀谷 了の意思を受け継いで研究活動に邁進し、無料開館の博物館展示を維持してきた。研究と啓発を主体とする寄生虫学の発展は、法人化前の個人博物館の時代から継続されてきた確固たる理念である。前年度実施された実験室と第二資料室（仮称）の新設により、研究活動と資料収集における利便性は著しく高まった。啓発活動では、社会教育施設として年間 7 万人近い人々に目黒寄生虫館が利用されている。一方で法改正により、博物館は文化施設としての役割も担うようになった。国内外から来観者が訪れる点では観光分野で既に実績があり、東京・目黒の魅力を伝える発信拠点となっている。また、近年では文化庁からの求めに応じて各種イベントに積極的に参加するなど、ミュージアム業界全体の盛り上げに一役買っている。そのような中で目下の課題となっているのは、みなし登録博物館からの移行である。博物館法改正後 5 年間の猶予期間も 3 年度目に入ることから、年度内には所蔵標本のデジタルアーカイブを公開し、移行申請を進める。

法人運営では、公益法人制度が 4 月に改正されることから、今後は会計基準等の見直しが必要となる。様々な制度改正に対応しながら研究施設・博物館・文化施設というそれぞれの価値を高め、もって社会に貢献できるよう活動を続ける。

令和 7 年度実施予定の事業を以下に記載する。

研究等事業（定款第 4 条第 1 号事業）

I. 寄生虫学に関する研究・調査活動

当法人では、館長および研究職員 3 名が、寄生虫の自然史の解明に関わる研究・調査活動に携わっている。また、名誉館長 1 名および客員研究員 2 名も同様に活動に携わっている。

1. 日本の野生動物（魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等）の寄生蠕虫類の形態・分類、及び寄生虫相に関する研究を継続する。
2. 寄生性貝類の形態・分類を基礎とした種多様性、生態、進化に関する研究

を継続する。

3. 採集された寄生虫および宿主の DNA 解析を行い、塩基配列情報にもとづいた寄生虫の種判別や系統学的位置の解明を行う。
4. 皇居の生物相調査（第Ⅲ期）（総合研究「過去 150 年の都市環境における生物相変遷に関する研究－皇居を中心とした都心からの収集標本の解析」）への参加

皇居内（吹上御苑、生物学研究所周辺、道灌濠、皇居外苑など）の生物の正確な記録と経年変化を把握するため、（独）国立科学博物館が主体となって平成 8 年から継続的な調査が行われている。第Ⅲ期は令和 3 年度より 5 箇年の計画で実施されたもので、最終年度となる。そのため、過去 4 年間で得られた調査結果をもとに、データ解析をとりまとめて国立科学博物館専報として報告する。

I. の事業は無償で実施しており、対応する収入はない。ただし、1. と 2. の研究課題の一部は（独）日本学術振興会の科学研究費助成事業の採択を受けた継続及び新規課題のため、当年度の助成金を受領する。また、4. は（独）国立科学博物館と共同で実施しており、当法人は調査やデータ解析に必要な物品等の寄付を受ける。

II. 学術資料の収集及び管理

1. 学術資料の収集・整理・提供

当法人が所蔵する学術資料は標本約 60,000 点、図書文献約 17,000 点、論文別刷等約 43,000 点、画像・映像資料約 4,100 点に及ぶ。職員の研究・調査活動により収集された各種資料の登録作業を継続する。また、国内外の個人や研究機関から資料寄贈の申し入れがあった際には事前調査を行い、所蔵資料として相応しいものについては受け入れ登録する。

改正博物館法によりデジタルアーカイブの作成と公開が正式に博物館の事業に加わった。現在までに作成した標本目録を、（独）国立科学博物館が運営するポータルサイト「サイエンスミュージアムネット（S-net）」に提供することにより、広く一般に公開することを予定している。（一財）全国科学博物館振興財団による 2024 年度全国科学博物館活動等助成事業で作製した寄生虫卵蠟模型の 3D プリントレプリカの利活用も、前年度に続いて実施す

る計画で、すでに東京科学大学医学部から学生実習への参画が要請されている。

また、国内外の研究者からの標本借用や文献閲覧、画像提供等の依頼に対応し、学術資料の適切な提供・利用を促す。

2. 寄贈・寄託資料の管理

当法人は「感染症アーカイヴズ」のプロジェクトの一環として、研究者らの遺した寄生虫学に関する医学史資料を管理している。これまで国立感染症研究所や慶應義塾大学医学部熱帯医学寄生虫学研究室など様々な団体から資料の寄贈や寄託を受けて整理してきた。当年度は、引き続き未整理の資料の目録化を進める。また、これらの資料について閲覧申請があった際には、資料の検索や閲覧場所の提供などの対応を行う。

Ⅱ. の事業の一部は（独）日本学術振興会の科学研究費助成事業の採択を受けた新規課題のため、当年度の助成金を受領する。ただし、文献複写や画像提供に応じて指導助言等収入を受領する場合がある。

Ⅲ. 寄生虫に関する助言及び指導、外部研究者との連携協力

当法人に届く質問や問合せに対して、専門家の立場から回答する。寄生虫と疑われる異物の同定を依頼されたら、結果に基づいて必要な助言を行う。

また、当法人が受け入れた研究生 2 名の指導を継続し、大学や研究機関の研究者や学生の求めに応じて指導や助言を行う。学術資料の利用・閲覧を認め、研究環境を提供するなど、外部機関との連携協力を強化する。

Ⅲの事業は原則として無償にて行うが、法人からの同定依頼は有償とし、指導助言等収入に計上する。

普及啓発事業（定款第 4 条第 2 号事業）

I. 「目黒寄生虫館」の管理運営事業

当法人が所有するビルの 1 階と 2 階を寄生虫学専門の研究博物館として一般公開する。約 300 点の標本・関連資料の実物展示をはじめ、解説パネルや動画等の展示手法を用いて、学習の場を提供する。常に館内を清潔に保ち、

来観者が熱心に標本を観察できるような展示空間づくりに努める。そして訪日観光客をはじめ、未就学児連れの家族や障がいのある方でも満足度の高い見学が行えるよう、さらなるホスピタリティの向上を心掛ける。その一環として、(一財)全国科学博物館振興財団による2025年度全国科学博物館活動等助成事業では、展示室におけるサウンドスケープ(音環境)デザインのための助成を申請した。

取材申請を受けた場合には、可能な範囲で受け付ける。寄生虫学や公衆衛生に対する正しい知識の啓発と、博物館の認知度向上を目的とする。

I.の事業について、博物館は創設以来、一貫して入館無料の方針を継続している。しかし運用益収入だけでは運営費全体を賄えないため、積極的に寄付を呼びかけ、寄付金収入を得ている。館内に募金箱を設置するほか、クレジットカード決済も受け付けている。また、取材対応時に取材費や施設使用料等の収入が得られる場合がある。

II. 教育普及活動事業

1. 特別展示

1階の展示スペースにて、半年間程度の特別展示を開催する。他分野との積極的な連携を視野に、共催や後援が可能な団体を現在検討中である。また、令和8年1月から1か月間、「干支コレクション」として、午年に因んだ寄生虫を展示する。

その他、各地の博物館等から展示の協力依頼があった場合には、資料の貸出等に随時応じる。

2. 解説会・講演会など

令和5年度より、閉館後のガイドツアーを毎年複数回開催し、これまでにのべ150人以上が参加した。これはJR東海ツアーズからの提案に端を発したもので、当年度も依頼があれば開催する。また、下目黒五丁目自治会や不動プロボノネットワークなど地域連携の実績のある団体をはじめ、解説会を希望する団体からの依頼があれば可能な範囲で同様に対応する。

文化庁からの依頼を受けて前年度から参加した3つのイベントは引き続き実施予定である。まず、「国際博物館の日記念事業」は5月18日の「国際博物館の日」の前後に記念日を冠した事業が全国で展開される。毎年2月下旬にICOM(国際博物館会議)よりその年のテーマが発表されるので、テーマ

に沿った企画を計画する。次に、「教員のための博物館の日」は平成 20 年度から始まった行事で、前年度は全国で 60 館以上が参加した。(独) 国立科学博物館と(公財) 日本博物館協会が共催し、文部科学省が後援する。主催者である各館は、学校教員向けのプログラムを提供し、学校における博物館利用を促している。前年度は 7 月の休館日に参加者向けの特別開館日を設け、ガイドツアーとアニサキス採取の体験会を実施した。前回の反響や反省を踏まえて内容を調整し、夏休み期間と重なる 7～8 月中に開催予定である。さらに、文部科学省の実施する「文化・教育週間(11月1～7日)」の期間中にも、その名を冠したイベントを計画する。いずれも、普段関わる機会が限られる来観者と研究職員のコミュニケーションを深めることにより、今後の展示や解説にフィードバックできるような企画となるよう準備を進める。

そのほか、公式 YouTube チャンネルの活用、公式サイト・ブログ投稿による研究成果の発信や展示更新の紹介など、デジタルコンテンツの充実を図る。

また、職員の持つ高い専門性から、寄生虫学に関する講義や講習会等の依頼を受けることがある。普及啓発のため、可能な範囲で対応する。

3. 博物館学芸員実習生の受け入れ

当法人は博物館法第 2 条に定義される登録博物館で、同法施行規則に基づく館務実習の対象館である。博物館運営法人として、学芸員の養成は登録博物館が担う責務である。前年度初めて 8 名を同時に受け入れる体制で実施し、これが可能であったことから、当年度以降も本方針を継続する。日誌のボリュームなど、大学によって学生の負担にばらつきがみられた前回の状況を見直し、体制をブラッシュアップする。実務に即して標本や図書資料を扱う内容や、DX 化の仕組み、研究職員の話をわかりやすく第三者に伝えるサイエンスコミュニケーション実習などを想定している。

Ⅱ. の事業のうち、収益があるのは 2. の閉館後のガイドツアー参加費と 3. の博物館実習で、それぞれ博物館事業収入に計上する。それ以外の事業には対応する収益がないため、主として運用益収入と寄付金収入を充当する。

Ⅲ. 寄生虫学への理解を深める資料の刊行・製作事業

1. 刊行物の製作と頒布

定期刊行物「むしはむしでもはらのむし通信」(16 ページ) 205 号を発行する。発行時期と部数は例年と同様、年末に 600 部の発行を予定している。

読者の興味を惹く巻頭の読み物と、年間の事業活動に関する報告を兼ねている。交流のある研究機関・大学・博物館等に頒布し、それらの機関から送付される年報や研究報告書等の資料交換に応じる。

また、展示解説書「目黒寄生虫館ガイドブック」（和文版/英文版各 16 ページ）の有償頒布を継続する。期中に英文版が完売する可能性があるため、再版に向けて更新の準備を進める。

2. 教育用標本の頒布

医学系大学や専門学校等を対象に、寄生虫卵の液浸標本やプレパラート標本の有償頒布を継続する。一部の標本については日本寄生虫学会で再開された「教育用標本作製支援事業」の協力を得る。学会が選定した大学や研究機関が標本作製を担当し、その標本の管理と頒布を当法人が担当する。

Ⅲ. の事業で得られる収益は、1.は図書頒布収入に、2.は標本頒布収入に計上する。送料がかかるものは、いずれも実費を請求する。

IV. 目黒寄生虫館ミュージアムショップの運営事業

ミュージアムグッズは、平成不況のさなかに収益を上げる手段として全国的に広がりを見せたが、以降の 30 年間でその立ち位置は大きく変わった。すなわち、持ち帰れない展示物の代わりにグッズを手元に残すことが、博物館体験の継続と捉えられている。今やグッズ展開の重要さは、ミュージアムマネジメントの必須テーマの一つである。当法人はショップ運営の歴史が比較的長く、他館から事例の参考にされることもしばしばある。また、近年ではドラマの中で使用されたことが話題になったり、グッズ特集の雑誌や番組で紹介されたりと、館の“外側”から目黒寄生虫館の認知度を高める存在となっている。学術的な齟齬がないよう研究員の意志を反映するとともに、国内外の来観者に広く支持される高いデザイン性が特徴である。

寄生虫を図案化したグッズは、約 20 種類を展開し、書籍は当法人が協力したものをはじめ、寄生虫学に関連した約 30 種類を販売中である。初来館の人はもちろん、リピーター、訪日外国人、障がいのある方など、全ての来観者に楽しんでもらえるようなショップ体験を提供する。

IV. の事業は専門の業者と業務委託を提携しており、売上高のうち当法人に係る販売手数料収入を計上する。

その他計画事項等

I. 公益財団法人の経営管理（法人会計）

法人経営にあたり、定時理事会及び評議員会を開催する。当年度は評議員の任期満了のため、改選に向けて準備する。また、自主事業を安定して継続するために不可欠な基本財産や特定資産の資産運用を継続する。4月からの法改正に伴う新公益法人制度に準拠するため、経過期間内に会計基準を移行できるよう、法人顧問の助言を受けながら準備を進めるものとする。

情報公開は公式サイト上に電子公告で行う。こまめな情報更新を行い、利用者に向けた説明責任を果たす。

II. 職員研修

文化庁、（公財）日本博物館協会、日本展示学会等から研修会の開催が告知されたら、全ての職員に周知する。可能な範囲でこれらの研修会に参加する機会を設ける。

法人会計における収益は基本財産・特定資産の運用収入と寄付金収入の一部を充てるほか、その他資産の運用収入や普通預金の受取利息、敷地内に設置する自動販売機の雑収入をもって充当する。

中長期計画

標本資料の S-net への公開をもってみなし登録博物館からの移行を進めるのは、スタートに過ぎない。所蔵資料は、図書文献、掛図、医学史資料など多岐にわたる。これらも順次公開できるよう作業を続け、資料が広く一般に活用されることを目標とする。また、研究面では科研費事業が 2 年度以内に終了するため、積極的に新規課題のアプライを続ける。

博物館展示は、平成 24 年の大規模修繕を皮切りに少しずつ常設展の更新を行ってきた。それでも 10 年以上経過しており、とりわけ PC を使用したものは故障が目立つようになった。システムの交換といった抜本的な見直しも視野に入れ、展示手法を検討する。一方、過去 2 年度は文化庁からの依頼を受けて「霞が関こども見学デー」に出展し、アウトリーチ活動を行ってきた。この類の依頼は今後可能な限り参加して、来観者以外の人々とのコミュニケーションを深めて来館を促し、さらなる認知度を高めていく。遠方の方が東京旅行に来る動機付けになるならば、文化観光の対象地として誇れることである。今後も教育と文化の両面から、積極的な社会貢献を目指す。

法人運営では、改正公益法人法への準拠が当面の重要課題である。役職員がともに見識を深め、引き続き充実した公益事業が継続できるよう適切に準備を進める。事業の実施にあたっては、物価高騰に歯止めがかかる様子が一向に見られず、どれだけ収益を得ても、費用が嵩む状況が続いている。そのため事業の発展と継続には、運用益収入の他に外部資金の調達が不可欠である。幸いにも当法人は令和 7 年 1 月 27 日付にて「税額控除が受けられる証明」が得られたため、寄付者は確定申告の際に一般的には控除額が多くなるとされる。これは支援者の獲得に有利に働くものの、証明は 5 年毎に期限が訪れる。その都度再申請できるように、今後も支援者の方の増加や継続に向けた情報発信が必須となる。さらに寄付にとどまらない多角的なファンドレイジングの手法を常に念頭におき、経営基盤を維持していく。